

別表

対象事業所・施設、基準単価(1事業所、施設又は世帯当たり/千円)

事業所・施設の種別			単価	備考	
高齢者施設	入所系	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院	定員40人以下	100	※ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別により支給する。 ※ 特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、特定施設入居者生活介護の区分による支給は行わず、養護老人ホーム又は軽費老人ホームとして支給する。 ※ 通所リハビリテーション、訪問看護及び訪問リハビリテーションを実施する事業所は、令和7年12月1日から令和8年2月28日までにおいて、介護サービスの提供実績がある事業所に限り本事業の対象とする。 ※ 左記の施設であって、「高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金」の給付を受ける場合は、本事業の対象としない。
		短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	定員41人以上 60人以下	150	
			定員61人以上	200	
	通所系	通所介護 通所リハビリテーション		50	
訪問系	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 福祉用具貸与				
障害者施設	入所系	障害者支援施設 共同生活援助 障害児入所施設 療養介護	定員40人以下	100	※短期入所は単独型のみを対象とする。 ※訪問系事業所のうち居宅介護又は重度訪問介護、同行援護、行動援護が介護事業の指定を同時に受けている場合は、障害事業の区分による支給は行わず、介護事業の区分により支給する。
			定員41人以上 60人以下	150	
			定員61人以上	200	
	通所系	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 短期入所(単独型) 児童発達支援 放課後等デイサービス		50	
	訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 保育所等訪問支援			
相談系	地域相談支援				

※ 県が指定する事業所・施設に限る。ただし、独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合立の事業所・施設は除く。

※ 対象事業所・施設について、令和8年1月1日までに開設し、申請日時点で指定を受けているものであること(休業中のものを含む)。